

# 第11章 行政体制の整備・情報政策の推進

## 第1節 統計改革等の推進

厚生労働省においては、2019（令和元）年に、「厚生労働省統計改革ビジョン2019<sup>\*1</sup>」及び「厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表<sup>\*2</sup>」（以下「ビジョン等」という。）を策定し、

- ①統計の品質保証を推進する「ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施」
- ②業務の正確性の確保及び省力化・効率化を推進する「情報システムの適正化」
- ③ガバナンスの強化や計画的な人材育成を行う「組織改革・研修の拡充等」
- ④データの一層の有効活用に向けた「データの利活用・一元的な保存の推進」
- ⑤証拠（エビデンス）に基づく政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）を推進する「EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進」

を5つの柱として位置づけ、統計改革の取組みを進めている。

また、政府全体としては、2020（令和2）年6月2日に「公的統計の整備に関する基本的な計画」を閣議決定し、統計の品質確保を目的としたPDCAサイクルの確立や、専門性を有する人材の確保・育成等を進めることとされた。厚生労働省としては、この計画に基づく取組みがビジョン等における取組みと軌を一にするものであり、さらなる改革の取組みが求められるものである。

この5つの柱に関する2020年度取組みは、以下のとおりである。

- ①当省における統計調査全体のガバナンスを強化するための標準的な業務マニュアルである「統計標準ガイドライン」等を作成
- ②基幹システムとしての位置づけを有する統計処理システムの移行方針を確定。ICT技術の活用についても検討
- ③統計ガバナンスの強化や統計改革の背景にある不適切事案を風化させないため、統計調査に係る研修を実施するとともに、人材育成基本方針を見直し
- ④統計情報等の設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして、「厚生労働省データ利活用検討会」を立ち上げ、具体的な利活用促進策を報告書として整理
- ⑤EBPMの実践において対象事業を拡大し、予算プロセスとEBPMの一体的取組みを実施。「厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会」において実践状況を検証し、検証結果を公表。よろず相談窓口において当省職員の相談に対応

厚生労働省においては、これらについて、有識者からなる「厚生労働省統計改革検討会」に報告し、専門的見地から議論を行い、助言を受けて取組みを進めているところである。

なお、毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、2004（平成16）年以降に雇用保険、

\*1 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06353.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06353.html)

\*2 「厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06835.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06835.html)

労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金などの事業主向け助成金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となっている（現在受給中の方も該当する可能性がある）ことについては、工程表<sup>\*3</sup>に基づき、できる限り早期に簡便な手続きで実施しているところである<sup>\*4</sup>。

## 第2節 独立行政法人等に関する取組み

### 1 無駄削減に向けた取組みの実施

厚生労働省では、所管する事業について、無駄削減に向けた取組みを進めてきた。

これまでに実施した行政事業レビュー等により、2010（平成22）年度から2020（令和2）年度までで計約2兆4,100億円の削減を行った。

（内訳：2010年度▲約6,500億円、2011（平成23）年度▲約5,500億円、2012（平成24）年度▲約2,500億円、2013（平成25）年度▲約4,800億円、2014（平成26）年度▲約1,300億円、2015（平成27）年度▲約1,100億円、2016（平成28）年度▲約700億円、2017（平成29）年度▲約300億円、2018（平成30）年度▲約400億円、2019（令和元）年度▲約400億円、2020年度▲約600億円）

今後も、無駄削減に取り組むこととしている。

### 2 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省所管の独立行政法人は、2021（令和3）年4月1日現在20法人（他省との共管法人3法人を含む。）となっている。

#### (1) 独立行政法人改革の推進

独立行政法人については、行政改革の推進という観点から、これまでも様々な取組みが進められているが、2013（平成25）年12月24日に独立行政法人の制度や組織等を見直すことを内容とする「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

同方針の内容を踏まえた、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成27年法律第17号）が第189回国会において成立し、同法律により、独立行政法人の組織や事務・事業の見直し等の改革を着実に推進している。

#### (2) 中長期目標期間終了時における業務や組織の全般にわたる見直し

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定により、5年から7年までの定められた期間（中長期目標期間）の終了時に、主務大臣（厚生労働大臣）は、国立研究開発法人の業務や組織の全般にわたる検討等を行うことになっているが、2020（令和2）年度中に中長期目標期間が終了した以下の国立研究開発法人について次のとおり検討を行

\*3 「工程表」：給付の種類ごとのスケジュールの見直し [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07643.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07643.html)

\*4 追加給付に必要な現在の連絡先を登録する「住所登録フォーム」や、雇用保険の基本手当の追加給付について、大まかな額の目安を簡単に計算できる「簡易計算ツール」等、追加給付に関する情報は、厚生労働省ホームページに随時掲載。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03980.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03980.html)

い2021（令和3）年度からの中長期目標の設定に反映することとした。

#### 【国立高度専門医療研究センター6法人】

- ・国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するため、高度な診療機能と直結した研究開発機能を有する国立高度専門医療研究センターの特長を活かし、担当領域の特性を踏まえつつ、研究機関間とのデータシェアリングの強化、個別化医療の確立に向けた研究、AIやICTを活用した医療の提供及びNC間の疾患横断領域における連携推進に取り組む。

## 第3節 広報体制の充実

### 1 新しい情報発信手段の活用

従来の報道発表やホームページ等による情報発信に加え、国民の幅広い層にイベント案内、季節性を踏まえた注意喚起・啓発及び新制度の情報等をお知らせするため、ツイッター、フェイスブック等の情報発信手段を活用している。

ツイッターについては、2010（平成22）年9月に開始し、約89万のフォロワー（閲覧者）を持ち、月平均約550件ツイート（投稿）している。

フェイスブックについては、2016（平成28）年9月に開始し、約28万のフォロワーを持ち、月平均約90件投稿している。

## 第4節 情報化の推進

### 1 情報化の推進

厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組みなど、多くの課題に直面している。こうした課題に対して、発展著しいITを活用して解決を図れないかという問題意識の下、厚生労働省としては、健康・医療・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）や「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）等なども踏まえつつ、引き続き、情報政策の推進による改革に取り組んでいくこととしている。

更に、デジタル化を通じて、利用者視点でのサービス改革が実現するよう、2021（令和3）年に設置予定とされているデジタル庁の下、関係省庁と連携しながら厚生労働分野における検討を進めていく。

### 2 情報化の推進に向けた主な取組み

上述の計画等に基づき、利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化等に取り組んでいる。また、厚生労働省内におけるIT利活用を含めた改革を進めるため、厚生

労働省改革実行チームにおいて2019（令和元）年12月に、策定した業務改革工程表に沿って、業務におけるデジタル技術の活用等も進めている。

具体的な取組みは以下のとおり。

### (1) 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化等

省内業務改革（BPR）の推進として、各部局における業務プロセスの見直し・業務効率化について技術的支援等を行い、デジタル技術を積極的に活用した業務の抜本的見直し（BPR）を推進している。また、行政手続等の原則オンライン化や各種ワンストップサービス等を推進している。

### (2) マイナンバー制度の推進

社会保障と税の一体改革の一環として、社会保障制度や税制の公平性・透明性・効率性を高めるために必要な情報連携基盤を整備するという観点から社会保障・税番号制度の検討が進められ、2013（平成25）年5月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立した。

その後、2015（平成27）年10月に住民へのマイナンバーの通知、2016（平成28）年1月にマイナンバーカードの交付及び行政機関等におけるマイナンバーの利用が開始され、2017（平成29）年11月からは、マイナンバーを活用した国や地方公共団体等の間におけるオンラインでの情報の授受（情報連携）の本格運用が開始された。

厚生労働分野においては、年金、医療保険、介護保険、福祉、労働保険等の各分野の手続において、情報連携を行うことで、これまで行政機関の窓口で提出を求めていた住民票の写しや課税証明書等の書類の添付を省略することが可能となるとともに、事務の効率化等が図られている。

2020（令和2）年6月からは、新たに乳幼児健診の情報（受診日等）等の情報連携が可能となった。

また、医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を遅くとも2021（令和3）年10月から開始する。

さらに、社会保障に係る資格における各種届出時の添付書類の省略や手続のオンライン化、資格保有の電子的な証明・提示、就業支援にマイナンバー制度を利活用することを内容に含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」（令和3年2月9日閣議決定）を2021年第204回通常国会に提出した。同法案は2021年5月に成立・公布された。

### (3) 業務におけるデジタル技術の活用

デジタル技術を活用した業務改革の一環として、2019（令和元）年度に、RPA（Robotic Process Automation）の実証事業を実施し、国会答弁準備業務、物品・役務等の調達手続きにおける原課との各種コミュニケーション業務、就職件数等全国実績とりまとめ業務、法令審査業務の4つの業務においてRPAの実証を行った。この成果を踏まえて、2020（令和2）年度からはRPAの本格導入を開始し、2020年度は、10～20業務でRPA

を導入した。

また、デジタル・ワークスタイルの実現のための環境整備として、2020年度にはテレワークを更に推進し、テレワークを実施したいと思った時にいつでも実施できる環境を実現するため、トークンの拡充、同時接続数の拡大等の環境整備を実施した。

#### (4) 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

地方公共団体の社会保障に係る業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、2022（令和4）年度までに作成する。また、「ガバメントクラウド」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。

また、若手職員有志による「ICT利活用推進チーム」からの提言（2018（平成30）年7月）を踏まえ、通知や事務連絡等の全国への一斉発出機能や国と地方の意見交換を行う掲示板機能、地方公共団体へのアンケート機能を搭載した国と地方公共団体の共同ポータルサイト「One Public」を構築し、2021（令和3）年春より地方公共団体と厚生労働省間のコミュニケーションのさらなる円滑化及び一層の業務効率化を図っている（**図表11-4-1**）。

図表 11-4-1 OnePublic（地方公共団体と厚生労働省の共同ポータルサイト）のイメージ



### 3 個人情報保護

これまで厚生労働省では、2005（平成17）年に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）について、厚生労働省の所管する分野において適正な運用が図られるようにガイドラインの整備等を行ってきた。

2017（平成29）年度には、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）が成立し、2017年5月に全面施行されたことに伴い、厚生労働省の所管する分野のガイドラインについても見直しを行い、医療・介護・医療保険の分野においては、基本的な考え方や取扱いを示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を策定した。その後、個人情報保護委員会において、2019（令和元）年12月に、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」が公表され、2020（令和2）年6月に、個人情報の漏えい等が生じた場合における同委員会への報告及び本人への通知の義務付けや氏名等を削除した仮名加工情報の取扱いについての規律などを定める、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。

また、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースにおいて、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」が2020年12月に公表され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律とするとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すること等を定める、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」（令和3年2月9日閣議決定）を2021（令和3）年第204回通常国会に提出した。同法案は2021年5月に成立・公布された。

引き続き、厚生労働省の所管する分野について、事業者等の関係者が個人情報保護の改正に適切に対応できるよう、ガイダンスの見直し等に取り組んでいく。

## 第5節 行政機関における情報公開・個人情報保護等の推進

### 1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることが出来る権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型（①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2019（令和元）年4月から2020（令和2）年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は12,506件であり、この受付件数は全省庁で3番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定等件数は11,371件（取下げが608件）であり、開示決

定等件数のうち、開示請求のあった行政文書について全部を開示する決定がされた件数は1,534件、一部を開示する決定がされた件数は8,743件、不開示の決定がされた件数は1,094件であった。

## 2 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日施行）は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された七つの類型（①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2018（平成30）年4月から2019（平成31）年3月までの厚生労働行政に対する開示請求件数は11,893件、訂正請求件数は88件、利用停止請求件数は32件であった。開示請求件数は全省庁のうち、3番目に多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は11,725件（取下げが204件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報について全部を開示する決定がされた件数は2,817件、一部を開示する決定がされた件数は8,240件、不開示の決定がされた件数は668件であった。

## 3 公益通報者保護法の施行

2006（平成18）年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

直近の2018（平成30）年4月から2019（平成31）年3月までの厚生労働省が所管する法律に関する外部からの公益通報の受理件数は10,659件であり、この受理件数は全行政機関の受理件数の99.1%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表している。

## 4 「国民の皆様の声」の集計報告

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009（平成21）年11月2日より、集計結果と

対応等を取りまとめたものを公表しているところである。

昨年度の集計件数は208,024件（2019（平成31）年4月～2020（令和2）年3月集計分）となり多数のご意見等が寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めているところである。

## 5 厚生労働行政モニターについて

厚生労働省が担当する施策には、医療、福祉、年金、働く環境の整備や職業の安定など、国民生活に密着したものが多数ある。

厚生労働省では、これらの施策の企画・立案、実施に当たって、広く人々が日々の生活で、どのようなことを体験し、問題と感じ、また、それを解決するためにどうすべきと考えているのかを把握することが重要であることから、2001（平成13）年10月に「厚生労働行政モニター制度」を創設した。

厚生労働行政モニターは、毎年度募集を行い、地域、性別などのバランスをとった上で450名程度の方々を選定し、厚生労働行政の各種施策についての意見などをインターネットを介したアンケートで報告いただくほか、モニター会議を開催し参加された方と直接意見交換できる機会を設けている。

アンケート調査の結果や施策に関する意見については、省内関係部局に配布し、今後における施策の企画・立案並びに実施のための貴重な参考資料としている。

モニター会議については、例年1～2月に開催しており、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたが、2019（令和元）年度は2020年2月3日（大阪開催）及び10日（東京開催）にモニターの方をお招きし、「厚生労働省の薬物乱用防止啓発について」「依存症について（薬物）」及び「厚生労働行政モニターアンケートについて」の3つについて意見交換を行った。

## 第6節 政策評価などの取組み

### 1 政策評価の取組み

厚生労働省における2020（令和2）年度の政策評価については、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）」に基づき実施した。

基本計画では、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上及び国民に対する説明責任の徹底に資する見地から目標管理型の政策評価を推進するとの政府全体の方針を踏まえ、政策評価と行政事業レビューとの連携の確保などを盛り込んでいる。

2020年度は、事前評価として①個別公共事業（事業採択時）4件、②個別研究事業28件、③規制の新設・改廃に係る政策14件、④租税特別措置13件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施し、事後評価として①厚生労働行政全般にわたる施策（15の基本目標及び71の施策目標からなる政策体系）のうち18件に関して実績評価方式により、②重要施策1件に関して総合評価方式により、③個別公共事業（事業採択後5年経過時に継続中

のもの) 9件、④個別研究事業133件、⑤租税特別措置3件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。これらの評価結果については、作成後順次公表している<sup>\*5</sup>。

## 2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省では、総務大臣が定める「独立行政法人の評価に関する指針」を踏まえ、外部有識者の知見を活用するために「独立行政法人評価に関する有識者会議」、「社会保障審議会資金運用部会」及び「厚生労働省国立研究開発法人審議会」を開催し、所管する中期目標管理法人及び国立研究開発法人の業務実績の評価を実施している。

2019（令和元）年度は、共管法人3法人を除く17法人の2018（平成30）年度の業務実績の評価を行うとともに、2018年度に中期目標期間が終了した独立行政法人国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、労働者健康安全機構及び地域医療機能推進機構の中期目標期間全体の業務実績の評価を行った。

2020（令和2）年度においても、共管法人3法人を除く17法人の2019年度の業務実績の評価を行うとともに、2019年度に中期目標期間が終了した年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標期間全体の業務実績の評価を行った。

## 3 国民目線に立った制度・事業の改善

厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能しているかどうか、国民の目線から調査・分析し、改善に結びつけることを目的としてアフターサービス推進室が2010（平成22）年9月に設置され、担当部署と連携・協働して調査を行ってきた。

こうした取組みを踏まえ、2020（令和2）年7月に厚生労働省改革実行チームの下に「国民目線に立った業務プロセス改善推進チーム」を新たに設置し、広聴機能の強化を進めつつ把握した国民ニーズ等を踏まえ、制度・事業の実施業務の改善に省内横断的に取り組むこととしている。

\*5 「政策評価に関する計画／結果」は、厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#hyouka>